

平成25年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成25年3月21日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長請願報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 追加日程第4 議案上程
 - 追加日程第5 提案理由の説明
 - 追加日程第6 議案の補足説明
 - 追加日程第7 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（21名）

1 番 大 塚 祐 司
3 番 宮 澤 芳 雄

2 番 飯 嶋 正 利
4 番 太 田 將 範

5 番 伊 藤 保
 7 番 平 野 忠 作
 9 番 林 七 巳
 1 1 番 景 山 岩三郎
 1 4 番 柴 田 徹 也
 1 6 番 佐久間 茂 樹
 1 8 番 林 俊 介
 2 0 番 高 橋 利 彦
 2 2 番 林 一 哉

6 番 島 田 和 雄
 8 番 伊 藤 房 代
 1 0 番 向 後 悦 世
 1 2 番 滑 川 公 英
 1 5 番 木 内 欽 市
 1 7 番 日 下 昭 治
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 刃 田 哲 雄
 行 政 改 革 推 進 課 長 林 清 明
 企 画 政 策 課 長 兼 被 災 者 支 援 室 長 米 本 壽 一
 税 務 課 長 佐 藤 一 則
 環 境 課 長 大 木 多可志
 健 康 管 理 課 長 高 山 重 幸
 子 育 て 支 援 課 長 佐久間 隆
 商 工 観 光 課 長 堀 江 隆 夫
 建 設 課 長 北 村 豪 輔
 下 水 道 課 長 加 瀬 喜 久
 消 防 長 佐 藤 清 和
 病 院 事 務 部 長 菅 谷 敏之史
 庶 務 課 長 横 山 秀 喜
 生 涯 学 習 課 長 高 野 晃 雄

副 市 長 増 田 雅 男
 秘 書 広 報 課 長 伊 藤 浩
 総 務 課 長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦
 市 民 生 活 課 長 斉 藤 馨
 保 険 年 金 課 長 石 毛 健 一
 社 会 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明
 高 齢 者 福 祉 課 長 石 井 繁
 農 水 産 課 長 大久保 孝 治
 都 市 整 備 課 長 伊 藤 恒 男
 会 計 管 理 者 宮 應 孝 行
 水 道 課 長 新 行 内 弘
 病 院 経 理 課 長 鈴 木 清 武
 学 校 教 育 課 長 菅 谷 充 雅
 体 育 振 興 課 長 野 口 國 男

監査委員
事務局 長

馬 淵 一 弘

農業委員
事務局 長

加 瀬 恭 史

事務局職員出席者

事 務 局 長

堀 江 通 洋

事務局次長

向 後 嘉 弘

開議 午前 10 時 0 分

○議長（林 俊介）おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（林 俊介） 議案第1号から議案第39号までと、議案第42号から議案第45号までの43議案及び請願第1号の請願1件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 俊介） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案第1号から議案第39号までと、議案第42号から議案第45号までの43議案の審査経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 平野忠作 登壇）

○建設経済常任委員長（平野忠作） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決につい

て、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、市道路線の認定及び変更について、議案第44号、指定管理者の指定についての15議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月12日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、職業相談室運営支援事業について、相談を受ける職員の人数と相談件数はどのくらいかとの質疑では、銚子のハローワークから5名の職員を派遣していただき、昨年1年間で1万1,404件の相談があったとの答弁がありました。

次に、2点目として、産業まつりについて、将来は3つのまつりを統一する予定で予算編成をしているのかとの質疑では、平成25年度予算については、3つのまつりをそれぞれ開催する内容で予算編成した。平成25年度に限り会場の都合で、旭と干潟の2つのまつりを合同で開催する予定となったとの答弁がありました。

最後に、3点目として、旭中央病院アクセス道南北線はいつごろ完成するのかとの質疑では、残り区間2.3キロメートルは、完成までに7年から8年程度かかるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

繰入金について、以前と比較すると少なくなっているが、その主な原因はとの質疑では、工事費の減少に伴うものが主な原因であると思われるとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

文化の杜公園の歩道橋設置工事の完成予定はいつかとの質疑では、産業まつりが行われる

前までの、10月末の完成を目指したいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第44号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、建設経済常任委員長、平野忠作。

○議長（林 俊介） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（景山岩三郎） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、旭市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第31号、旭市職員定数条例の一部を

改正する条例の制定について、議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、旭市心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、議案第43号、指定管理者の指定についての24議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、旭中央病院附属飯岡診療所の休日救急診療について、昨年末から開始したが月別の患者数と診療報酬はどのくらいか、また、どのように周知しているのかとの質疑では、12月は1日だけの診療で患者数は19人、診療報酬が20万9,960円、1月は7日間の診療で患者数は74人、報酬が58万610円、2月が5日間の診療で患者数は32人、報酬が31万6,140円となっている。また、周知については、毎月1日号の広報あさひと千葉日報の休日救急診療欄に掲載しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、赤ちゃん全戸訪問事業の事業内容はとの質疑では、生後4か月までの赤ちゃんを対象に子育て支援に関する適切な助言や情報提供を実施し、乳児健診の受診勧奨や健診後の事後指導等を行うとの答弁がありました。

次に、3点目として、小学校大規模改造事業の耐震点検調査委託料の520万円の内容はとの質疑では、体育館の壁や天井のつり金具等の非構造部材を点検するもので、平成25年度は体育館の改修を予定している三川小学校と富浦小学校を除く13校を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、医師確保対策費の具体的な内容はとの質疑では、年4回、1回当たり3日間、医大生を対象として、病院の見学会やセミナー等を開催している。また、民間の専門会社から医師を紹介していただくなどの対策もとっているとの答弁がありました。

次に、2点目として、医師宿舎の整備について、今後はどのような計画で整備していくのかとの質疑では、現在11棟保有している医師宿舎のうち、30年以上経過している3棟につい

ては解体を検討している。そのほかについては大規模なリフォームを実施し、現施設を有効に活用していくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査結果、別紙報告書のとおり、24議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長（林 俊介） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 木内欽市 登壇）

○総務常任委員長（木内欽市） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての7議案と、去る3月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第45号、新市建設計画の変更についての1議案の、計8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る3月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明等のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、当初予算の市税の徴収率は何を基準に決めているのかとの質疑では、平成24年度の徴収見込みと過去の徴収率を基準に決定しているとの答弁がありました。

次に、2点目として、定住促進奨励金交付事業の2,000万円の内訳はどのようになっているのか、また、交付に関する細かい規定は作成してあるのかとの質疑では、転入者等が旭市で住宅を購入した場合に交付する奨励金で、1件当たり50万円を交付する。平成25年度は新

築住宅30件、中古住宅10件の計40件で、細かい要綱は今後作成する予定であるとの答弁がありました。

次に、3点目として、がんばろう！旭復興支援補助金の飯岡の夜に光をともしプロジェクトの事業内容はとの質疑では、東日本大震災で被害を受けた飯岡地区に、LEDの街灯を設置するとの答弁がありました。

次に、議案第33号の主な質疑について申し上げます。

シルバー人材センターに人件費分を補助金として支出していたが、今後は市で人件費を直接支払うということだが、どのように市と密接な関係があるかとの質疑では、シルバー人材センターは、シルバー世代の生きがい対策等、超高齢者社会に対して国や地方公共団体が支援して行っている事業で、公益的法人に任せている仕事なので密接な関係と考えているとの答弁がありました。

次に、議案第34号の質疑について申し上げます。

職務に専念する義務の特例に関する条例で、市長が特に定めた場合とはどのようなことかとの質疑では、職務免除を与えても本来の業務が達成でき、業務に影響がない場合において、本人の申請に基づき対応しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号と議案第34号は賛成多数で、その他の議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、総務常任委員長、木内欽市。

○議長（林 俊介） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

議案第1号に反対の立場から討論します。

議案第1号の中にある道の駅整備事業は、言うまでもなく市長の目玉政策の一つであり、市民から注目を集めている事業です。本議案では、土地購入費1億8,000万円など用地取得に関する費用が計上されています。しかしながら、現時点において重要事項についての説明が不十分です。管理運営方式については第三セクターとのことですが、どのような民間団体、個人が出資するのかについての説明がなされていません。

また、他の道の駅とは異なる旭市独自の構想についても、道の駅建設準備委員会でほとんど議論されていません。例えば、総務常任委員会で柴田徹也議員が提案したように、中央病院受診者の待ち時間を有効活用するために、道の駅に会計や薬の番号を表示して、休憩スペースを多くとって受診者を呼び込むという方法もあります。このようなすばらしい意見を取り入れて、議会に提示すべきと考えます。

また、第9回道の駅建設準備委員会の会議録に、運営主体は減価償却費と同額程度の地代、家賃は発生するが、旭市が支払う施設管理委託費と相殺することが可能である旨の記載があります。しかしながら実際には、道の駅を育成すると称して、自治体が支払う施設管理委託費等のほうが地代家賃等より多くなっている事例が多数見受けられます。道の駅は地元の小売店、飲食店の売上げに悪影響を与える可能性がある以上、開業後の実質的な税金投入はすべきではありません。さらには、高級自動車1台分の費用を使って作成された、旭市道の駅等設置基本調査業務報告書の位置付けがうやむやになっており、本当に道の駅が税金を大切に使って開設・運営できるのかという疑念を拭うことはできません。

以上の理由により、土地購入は時期尚早でありもう少し具体的な構想を練って、道の駅が旭市のためになるという説得力のある資料を提示した上で、6月以降の議会にて議案を再提出することを望みます。

なお、道の駅整備事業の用地取得に関係ない部分を含む、第1号議案の他の項目については賛成します。

以上です。

○議長（林 俊介） 続いて、平野忠作議員、ご登壇願います。

（7 番 平野忠作 登壇）

○7 番（平野忠作） 私は、議案第 1 号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

去る 3 月11日に、いいおかユートピアセンターにおいて、千葉県と合同の東日本大震災 2 周年の追悼式が挙行されたところではありますが、被災なされた方々が一日も早く生活を再建され、被災地域の復興が進むよう、私も市議会議員の一人として微力ながら努めてまいりたいと考えております。

そのような中、提案された平成25年度当初予算ですが、災害に関する国・県補助金や市債及び基金を活用して、震災からの一刻も早い復興により安全で安心な暮らしを確保する道筋が立てられております。災害復興事業として、津波避難タワーの設置や津波避難道路の測量調査、減災林整備や飯岡中学校の改築事業等々、被災地域の復興そして災害に強いまちづくりへの市長の強い決意が感じられるものであります。

また、被災者の市内での住宅の再建を含め、人口減少に歯どめをかける施策の展開を最重要課題として取り組むことであります。移住費用の一部として50万円を交付する定住促進奨励交付金事業や、通院等についても対象を中学3年生までとした子ども医療費助成の拡充、飯岡地域の保育所の統合整備や放課後児童クラブ室の建設事業等で、これらの施策により、旭市の人口減少に歯どめがかかることを期待するものであります。

またこれら施策と併せ、旭市の農業の振興、産業の活性化、さらには交流拠点、防災拠点として、私も建設準備委員の一人として進めている道の駅についても、早期に整備できるよう、用地確保を進める予算編成となっています。

これにより、食の郷あさひが実現され、旭市の将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」に向け、着実に邁進しているものと高く評価をするものであります。

日本経済は、依然として厳しい状況が続いております。また、合併による国の財政支援の終期も見据え、より一層簡素で効率的な行財政システムを築構し、後期基本計画などに掲げる施策をバランスよく展開することで、市民福祉の向上に努め、本市の一体性の確立と均衡ある発展を目指すよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（林 俊介） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決いたします。

議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第5号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業の特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第16号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第17号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第18号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第19号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第20号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第21号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

議案第21号、旭市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第22号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第23号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

議案第23号、旭市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第24号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第25号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

議案第25号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第26号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第27号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第28号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第29号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決いたします。

議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第30号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決いたします。

議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 質疑なしと認めます。

これより議案第31号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決いたします。

議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第32号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

議案第32号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第33号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決いたします。

議案第33号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第34号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決いたします。

議案第34号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第35号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第35号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決いたします。

議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第36号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決いたします。

議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第37号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決いたします。

議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第38号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決いたします。

議案第38号、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第39号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第39号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決いたします。

議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第42号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

議案第42号、市道路線の認定及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第43号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決いたします。

議案第43号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第44号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決いたします。

議案第44号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号の委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより議案第45号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 討論なしと認めます。

これより議案第45号について採決いたします。

議案第45号、新市建設計画の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 俊介) 全員賛成。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(林 俊介) 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 景山岩三郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(景山岩三郎) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る2月28日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、3月14日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、国の健康被害救済法で対応しているので、地方自治体から働きかける必要はないのではと意見があり、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成少数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成25年3月21日、文教福祉常任委員長、景山岩三郎。

○議長(林 俊介) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第４ 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 日程第４、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第１号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

これより請願第１号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより請願第１号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第１号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 賛成少数。

よって、請願第１号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前１１時１２分

再開 午前１１時３０分

○議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第４号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出についての１発議案であります。

また、本日市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 俊介) 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案と追加議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 佐久間茂樹 登壇)

○議会運営委員長(佐久間茂樹) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案と追加議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私のほうよりご報告申し上げます。

発議案については、伊藤保議員より提出されました、発議第4号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出についての1発議案、追加議案については、市長より提案のありました議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります、平成25年旭市議会第1回定例会、本日3月21日議事日程第4の後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、議案上程。追加日程第5、提案理由の説明。追加日程第6、議案の補足説明。補足説明については、秘書広報課長を予定しております。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(林 俊介) 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。発議第4号の1発議案及び議案第46号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 俊介) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第1、発議案上程。

発議第4号の1発議案を上程いたします。

発議第4号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第4号について、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤保 登壇）

○5番（伊藤 保） それでは、発議第4号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

配合飼料の価格高騰対策を求める意見書。

畜産業は国民の重要な食料の供給源であるとともに、我が国の重要な産業として地域経済にも大きく貢献をしている。

畜産物生産に不可欠な配合飼料のほとんどは輸入に依存しており、その価格は米国やオーストラリアをはじめとする輸出国における収穫量の増減に左右される。平成20年の異常高騰以降、配合飼料価格は高止まりで推移しているが、昨年、米国での記録的な干ばつの影響により、トウモロコシの生育状況が悪化、収穫量が減少したことで国際穀物価格が再び急騰、また昨年12月からの急激な円安の影響もあり、配合飼料価格も大幅な値上げとなっている。

政府においては、昨年9月、異常補てんの発動基準の引き下げや、異常補てんから通常補てんへの無利子貸付け等を行う配合飼料価格高騰対策、及び11月には、異常補てん基金への積み増し等の飼料価格高騰等への緊急対応など、価格高騰に対処すべく施策を講じているが、配合飼料価格安定制度による補てんをもってしても生産者実質負担額は増加しており、こうした生産コストの増加、畜産物の価格低迷による畜産経営の急激な悪化が危惧されている。

我が国の畜産業にとって深刻な事態となっていることから、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 畜産農家に対して、制度上算定された補てん金を満額交付するため、政府の責任により万全の財源確保措置を講ずること。
2. 配合飼料価格の高止まりにより畜産農家の生産者実質負担額が増加していることから、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）及び畜産経営安定対策事業による補てん金の確実な交付や乳製品の需要確保対策など、経営安定対策に万全を期すこと。
3. 輸入飼料穀物の価格が高騰する中で畜産経営の安定・向上を図るため、国産飼料の生産や流通等の機能強化による自給飼料増産対策、及び草地整備や草地の生産性向上対策等による生産基盤拡大対策を充実・強化し、飼料の自給率向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、農林水産大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 俊介） 以上で、発議第4号の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第4号の1発議案を議題といたします。

発議第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） この意見書について反対するわけではございませんけれども、この種の意見書まで出る過程においては、生産者関係団体あるいはそういう生産者から、請願なり陳情書を持ってきて意見書になるというのが通常の過程だと思うんですけども、今回いきなり意見書ということでこれ出すわけでございますけれども、これは畜産関係者に対する救済措置という形の中で、提案者並びに賛成者が出されたものなのか、その辺伺いたいと思

ます。

○議長（林 俊介） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 昨年、畜産農家の方々のところ、また、企業養豚等の関係者の方々のところを回りまして、何とかこの価格高騰に対して意見書を出してほしいと、何とかしてくれということで、私どもが意見書を作成し、そして出すことにしました。

以上です。

○議長（林 俊介） 質疑を終わります。

これより発議第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 討論なしと認めます。

これより発議第4号について採決いたします。

発議第4号、配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 議案上程

○議長（林 俊介） 追加日程第4、議案上程。

議案第46号の1議案を上程いたします。

議案第46号 旭市副市長の選任につき同意を求めることについて

◎追加日程第5 提案理由の説明

○議長（林 俊介） 追加日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案しご審議を願うことといたしました。追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第46号は、旭市副市長の選任につき同意を求めることについてでありまして、現副市長増田雅男氏の退任に伴い、後任の副市長を選任するに当たり、議会の同意を求めるものがあります。

私は、加瀬寿一氏が適任であると考え、ここに提案するものであります。

詳しくは、事務担当者から説明をし、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（林 俊介） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第6 議案の補足説明

○議長（林 俊介） 追加日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第46号について、秘書広報課長、登壇してください。

(秘書広報課長 伊藤 浩 登壇)

○秘書広報課長（伊藤 浩） 議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

増田副市長の退任により、新たに副市長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

副市長に選任したい方は、旭市中谷里1677番地にお住まいの加瀬寿一氏で、昭和28年11月25日生まれの方でございます。

加瀬氏は、昭和52年4月1日に旭市職員として奉職、以来36年にわたり市職員として勤務されております。

この間、秘書広報課長、議会事務局長、教育委員会庶務課長を歴任され、現在、総務課長として市政全般に豊富な知識と経験を有しておりますので、旭市副市長として適任の方でご

ざいます。

なお、地方自治法の規定による兼職・兼業の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えさせていただきます。

以上で議案第46号の補足説明を終わります。

○議長（林 俊介） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（林 俊介） 追加日程第7、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 俊介） 質疑なしと認めます。

議案第46号は人事案件でありますので、討論を省略し採決いたします。

議案第46号、旭市副市長の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 俊介） 全員賛成。

よって、議案第46号は同意することに決しました。

ここで、加瀬寿一氏よりご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

加瀬寿一氏、ご登壇願います。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 加瀬寿一でございます。林議長からただいま発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、私の副市長選任につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございます。ここに厚くお礼を申し上げます。

本日、ご同意をいただいたことによりまして、私は4月1日に副市長に選任されることになろうかと思えます。震災からの復興をはじめ、人口減少化への対応、行財政の効率化等々、これらの重要施策を進める大事な時期に、この大きな職責を担うことになります。今、改め

てその責任の重さを痛感しているところでございます。

明智市長のもと、私はもとより微力ではございますが、旭市の発展、市民の幸せのために、誠心誠意努める所存でございます。

現増田副市長同様に、皆様のご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（林 俊介） ありがとうございます。

続いて、増田副市長よりご挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

増田副市長、ご登壇願います。

（副市長 増田雅男 登壇）

○副市長（増田雅男） ただいま、議長さんより発言の許可をいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

平成21年3月23日、本会議において議員の皆様方のご同意をいただき、4月より本職に就任いたしました。以来4年間、議員の皆様方にはご指導、ご支援、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

振り返ってみますれば、平成23年3月11日は、当時千年に一度の大災害とも言われた東日本大震災が発生、それ以後復旧復興に携わる等、今この間のことがいろいろ頭の中を駆けめぐっております。任期中、私としては職務に全力を傾注してきたつもりではございますが、何分微力でありましたゆえ、ご期待に沿うことができなかったのではないかという思いがございます。

このようないろいろな思いの中、今日を迎えることができたのも、ひとえに議員の皆様方のおかげと改めて感謝を申し上げます。これからは一市民となります。微力ではございますが市政発展のため側面より応援させていただく所存であります。

結びに当たり、だいぶ春めいてまいりました。議員の皆様方におかれましては、体調に気をつけてますますご活躍されることをご祈念し、整いませんが御礼の挨拶とさせていただきます。4年間ありがとうございます。（拍手）

○議長（林 俊介） ありがとうございます。

○議長（林 俊介） 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬寿一 登壇）

○総務課長（加瀬寿一） 篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金50万円を宗教法人真言宗智山派川福寺様より、平成24年12月19日受納いたしました。

1つ、金10万4,000円を木更津☆養我・モンキーズ様より、平成25年1月7日受納いたしました。

1つ、遊戯室暗幕を並木茂様、高橋秀典様、加瀬栄一様、椎名正剛様、石橋政信様より、1月8日受納いたしました。

1つ、2トントラック1台を日本テレビ「24時間テレビ」チャリティー委員会様より、1月18日受納いたしました。

1つ、赤外線暖房機1台を飯岡ライオンズクラブ様より、2月13日受納いたしました。

1つ、書画カメラ10台及び学校図書を飯岡ライオンズクラブ様より、2月13日受納いたしました。

1つ、アップライトピアノ1台、ひな人形七段飾り一式を稲垣紀子様より、2月18日受納いたしました。

1つ、豚肉680キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、2月28日受納いたしました。

1つ、救護用折り畳みベッド1台、薬品戸棚1台、屋外用壁かけ時計1台を伊藤史生様より、3月5日受納いたしました。

1つ、牛肉165キログラムを株式会社千葉県食肉公社様より、3月6日受納いたしました。

1つ、金16万8,000円をフィデス株式会社様より、3月6日受納いたしました。

1つ、ポータブルワイヤレスアンプ1台を飯岡ライオンズクラブ様より、3月12日受納いたしました。

1つ、金18万円を社団法人千葉県労働者福祉協議会様より、3月15日受納いたしました。

1つ、金100万円を株式会社QVCジャパン様より、3月19日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 俊介） 事務報告は終わりました。

◎日程第 6 閉 会

○議長（林 俊介） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成25年旭市議会第 1 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前 1 1 時 5 4 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 俊 介

議 員 景 山 岩三郎

議 員 滑 川 公 英